

きょうとふ住宅供給公社 だより

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

春

夏

2023年
Vol. 7

収入申告書には提出期限があります。

7月31日（月）

収入申告書は期限内に提出しましょう。

収入申告をすると、次年度の家賃が近傍同種の住宅の家賃より低くなります。 ※一部、例外あり。

- ❖ 府営住宅の家賃は、住宅の広さ、竣工時からの経過年数、立地条件をはじめ皆さんの収入に応じて毎年度算定します。そのため、入居者は収入の有無にかかわらず、毎年、世帯全員の収入を申告していただく必要があります。
- ❖ 入居者氏名、電話番号などの記入もれのないように、また、必要な証明書類の添付をお願いします。
- ❖ 「収入申告書」等の用紙は、各府営住宅管理センター（裏表紙参照）から、6月中にお届けします。



京都府住宅供給公社

大雨・台風への備えについて

これからの季節、台風や前線の影響で、大雨や強風など災害が発生しやすくなります。テレビやラジオの気象情報に耳を傾け、大雨が降る前、強風が吹く前に準備してください。ご自身や家族を守り、安全に過ごしていただけるよう、必要に応じて下記のような対策をお願いします。

- 窓やとびらはしっかり閉めて、風雨に備えましょう。
養生テープなどで補強しておくのもいいでしょう。
- ベランダの排水溝がゴミや土砂で詰まっていると水が流れにくくなりますので、普段から定期的に清掃をお願いします。



- 強風の時には、ベランダに置いてあるものが風に飛ばされてガラスが破損したりするので、飛ばされる危険のあるもの（洗濯ハンガーや鉢植えなど）は室内に入れておきましょう。
- 雨水が吹き込んできた場合、窓周辺の家財や家電製品は被害を受けないよう移動させましょう。また、家電製品は漏電やショート、感電などの事故が発生する可能性があるのでコンセントから外すなどの対策をとりましょう。



みんなで
楽しい！
共同生活
のために

自治会への加入をお願いします

府営住宅には、入居者で構成される自治会（任意団体）が組織されています。

その自治会では、防災活動や団地内の清掃活動などが行われており、府営住宅での共同生活に欠くことのできない重要な役割を担っています。入居者の皆さんは、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。



共益費(管理費)の負担をお願いします

皆さんが入居されている府営住宅は、共同住宅です。

共同で管理していただく部分に共益費（管理費）の負担をお願いします。共用水栓の上下水道料金や、階段灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金その他維持管理費などに使用されています。

よろしくお願いします



府営住宅は共同住宅です。お互いに入居マナーを守り住みよい環境を作っていきましょう。皆さんのちょっとした心遣いで、快適に暮らせるよう、お互いに協力しましょう。



廊下や階段、バルコニーに物を置かないでください

廊下や階段は共同の通路であり、緊急時の避難や救助経路になります。いざという時に避難や救助の妨げにならないよう自転車などを置かないようにしましょう。

バルコニーでは、手すりの近くに箱などを置くと、子供が上がって転落する危険がありますので、絶対にやめましょう。また、手すりの上に植木鉢などを置くと、落ちたりして大変危険ですので絶対に置かないでください。



イラスト：政府広報オンライン

(ご注意ください！窓やバルコニーからのこどもの転落事故)

(<https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/3.html#secondSection>)

騒音や振動に配慮をお願いします

府営住宅のような集合住宅は、床や壁ひとつで上下階、隣近所と接しているため、知らない間に近所に迷惑をかけていることがあります。

テレビ、ステレオ等の音量はもちろん生活音全般について、時間帯等を配慮していただき、隣近所に迷惑のかからないよう十分注意してください。



ペットは飼えません！

犬猫などの動物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおい等で他の入居者等の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。

ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物飼育等により、他人に迷惑をかけたり、住宅を汚損したときは、明渡しをしていただくことがあります。



健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆さんの健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日、お電話により対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。



相談いただける内容は右記のとおりとなっています。どうぞご利用ください。

健康相談ダイヤル専用電話番号
0120-188-011
(通話無料)

① 健康相談

- ・気になる体の症状についての相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・現在、治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持・増進に関する相談
- ・母子保健・育児に関する相談

② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内

③ 介護相談

- ・家庭看護、介護に関する相談



こんな時には
お近くの
管理センターへ

入居状況に変更がある場合

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。特に、名義人の方の退去やお亡くなりの方は至急ご連絡ください。

お部屋の修繕をしたい場合

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しています。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。

また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

■ 府営住宅管理センター・本社のご案内 ■

山城府営住宅管理センター

〒610-0334
京田辺市田辺中央 1 丁目 5-5
橋本ビル6階
電話 0774-62-3507

中丹・丹後 府営住宅管理センター

〒623-0053
綾部市宮代町門の前 11-2
電話 0773-42-1021

京都府住宅供給公社 業務部

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町 104 番地の2
京都府庁西別館2階
業務推進課 電話 075-431-4151

公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>

